

鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市空き家利活用団体支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、本市中山間地域で空き家の利活用に取り組む団体が行う、空き家の清掃や維持管理、残置物処分に係る経費を助成することにより、空き家利活用団体の支援や本市への移住希望者等と空き家のマッチングを促進し、地域のにぎわい創出及び活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 本補助金は、前条の目的の達成に資するため、別表第1項に掲げる補助対象者に対し、次項に定める額を交付する。

2 本補助金は、前項の補助対象者に別表第2項に掲げる補助対象経費の額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に同表第4項に定める補助率を乗じて得た額（同表第5項に定める額を上限とし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内とし、予算の範囲内で交付する。

3 本補助金は、同一の団体に対して別表第4項のとおり交付する。

(交付申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として、事業を行う日の34日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 鳥取市空き家利活用団体支援事業計画書（様式第1号）
- (2) 鳥取市空き家利活用団体支援事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 対象となる空き家の写真等、建物の現状がわかるもの
- (5) 家主と空き家運営業務を委託している団体とのサブリース契約書の写し（サブリース物件に限る。）

(交付決定)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助の返還)

第7条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合において、補助事業者がこの要綱、規則、法令等に違反したときは、市長がやむを得ないものと認める場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として交付するものとする。

(補助事業等の変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の実績報告は、同条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 鳥取市空き家利活用団体支援事業報告書（様式第1号）
- (2) 鳥取市空き家利活用団体支援事業収支決算書（様式第2号）
- (3) 支払いが確認できる領収書の写し等
- (4) 補助事業等の経過又は成果を証する書類、写真等

2 前項の実績報告は、補助事業の完了後1月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（財産処分の承認）

第10条 本補助金の交付を受ける者は、規則第16条の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象者	本市が「移住定住空き家運営業務」を委託している団体
2 補助対象物件	本市地域振興課が「鳥取市移住定住空き家運営業務」の受託事業者と連携して運営する空き家バンク登録物件のうち、次のいずれにも該当する建築物（過去に本補助金を活用して残置物処分を行ったものを除く。） (1) 本市中山間地域に所在する一戸建て住宅又は長屋建て住宅（共同住宅、重層長屋は除き、店舗等併用住宅を含む） (2) 1年以上利用が無い空き家
3 補助対象経費	次に掲げる取組に要する消耗品費、材料費、廃棄物処分費、委託費等の経費。 (1) 空き家バンク登録物件の内覧等のために行う清掃、維持管理に必要な軽微な補修、老朽化の抑制 (2) 空き家バンク登録物件の残置物処分（残置された家財等の搬出及び廃棄） ただし、(2)において、廃棄物処理業者等による屋外への搬出作業等は対象としない。
4 補助率	10 / 10
5 補助限度額	600千円／団体、300千円／戸を限度（第3項(1)のみの場合は75千円／戸。過去に第3項(1)で補助金交付を受け、その後同一の建築物で第3項(2)で補助金交付を受ける場合は、300千円から第3項(1)の事業において交付された補助金額を減じた額とする。）とし、補助限度額内であれば事業を実施する空き家の戸数を制限しない。
6 補助要件	1. 事業の対象となる空き家は次のすべての要件を満たすこと。 ① 国又は地方公共団体等が所有するものでないこと。 ② 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係する法令に違反していない建築物であること。 ③ 住宅以外の用途に転用する場合は、関係法令に適合するものであること。 ただし、公序良俗に反するもの及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営むものへの転用は補助対象外。 ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定される土砂災害特別警戒区域に位置していないものであること。（適正な対策が施されている場合を除く。） ⑤ 補助対象者が所有するものではない場合、所有者等から事業の実施について承諾を得たものであること。 ⑦ 第3項(2)においては、対象建築物内の残置物を全て撤去・処分すること。 ただし、空き家の所有者等が利活用に供しない部分に残置する家財等については、この限りではない。また対象建築物が利活用に至るまでの間、事業実施主体が維持管理に努めること。 2. 国及び県並びに本市の他の補助金の交付を受けていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く。）。

鳥取市空き家利活用団体支援事業計画（報告）書

1 住宅の所在地（分譲地） 鳥取市 ()

2 住宅の所有者

3 住宅の建築年 年

4 空き家になってからの期間 年 箇月

5 住宅の構造及び規模 造 階建

6 事業の内容

取組区分	☐ (1)空き家バンク登録物件の内覧等のために行う清掃、維持管理に必要な軽微な補修、老朽化の抑制 ☐ (2)空き家バンク登録物件の残置物処分（残置された家財等の搬出及び廃棄） (該当する取組に☑をつけてください。)		
① 補助対象経費			
	見積(決算)額		円
	補助対象経費(A)		円
② 既補助金交付額			円
③	補助金交付(申請)額 (①×10/10 (上限 千円)) -②		円
		(千円未満の端数切り捨て)	

7 事業の目的

8 事業の着手予定及び完了予定

事業着手予定年月日 年 月 日

事業完了予定年月日 年 月 日

年 月 日

鳥取市空き家利活用団体支援事業収支予算（決算）書

1 收入

科 目	金 額 (円)	備 考
鳥 取 市 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
合 計		

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
合 計		

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

団体名

誓 約 書

以下のとおり相違ないことを誓約します。

誓約事項（該当欄に「レ」を記載すること。）

・ 鳥取市空き家利活用団体支援事業により、環境整備を行った空き家については、移住希望者に積極的に P R し、U J I ターン者の入居に努めます。	☐
・ このたび鳥取市空き家利活用団体支援事業を利用する空き家は、建築基準法第 9 条第 1 項に基づく特定行政庁からの措置を命じられていません。	☐
・ 本事業実施にあたっては、空き家所有者の承諾を得たうえで実施するものであり、本事業実施後に所有者との間で疑義等が生じた場合は、当事者間で解決するものとします。	☐
・ この事項に違反又は事実と相違することがあったときは、鳥取市から受けた補助金の一部又は全部を直ちに返還します。	☐